

豊島区内に
お住まいのみなさま
集合住宅の管理組合、
オーナーのみなさま

令和7年度 豊島区エコ住宅普及促進費用助成金のご案内

省エネルギー設備の設置・更新をされた
個人住宅・集合住宅（共用部分）に対して

助成します！

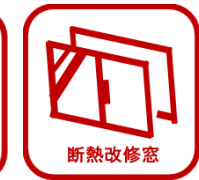
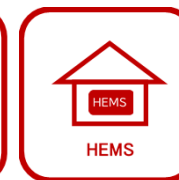
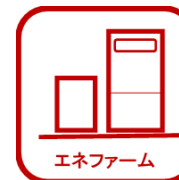
助成メニュー
が充実！



申請は

施工完了後(事後)

でOK！



対象となる機器の
施工完了日

令和7年2月1日(土)から令和8年1月31日(土)まで

※令和7年2月1日(土)～令和8年1月31日(土)の間に施工完了した機器が対象です。

※令和8年度は、令和8年2月1日(日)～令和9年1月31日(日)までの期間を予定しています。

申請期限

令和7年5月1日(木)から令和8年3月2日(月)※必着

※上記受付期間内であっても予算の範囲を超えた時点で受付終了

施工完了後(事後)申請となっております。本チラシの内容をご確認の上、
申請してください。



お問合せ

豊島区環境清掃部 環境政策課 事業グループ

TEL:03-3981-2771

〒171-8422 豊島区南池袋2-45-1 6階西側 1番窓口
(ホーム>まちづくり・環境・産業>自然・エネルギー>エコ住宅・事業者
支援【助成金制度】)にも掲載しています

豊島区 エコ住宅

検索

SDGsの実現に向け、経済・社会・
環境の3つの側面のバランスがと
れた社会を目指します。

スマートフォンからは2次元コードをご利用ください



【個人住宅】



【集合住宅共用部分】



SDGs未来都市としま

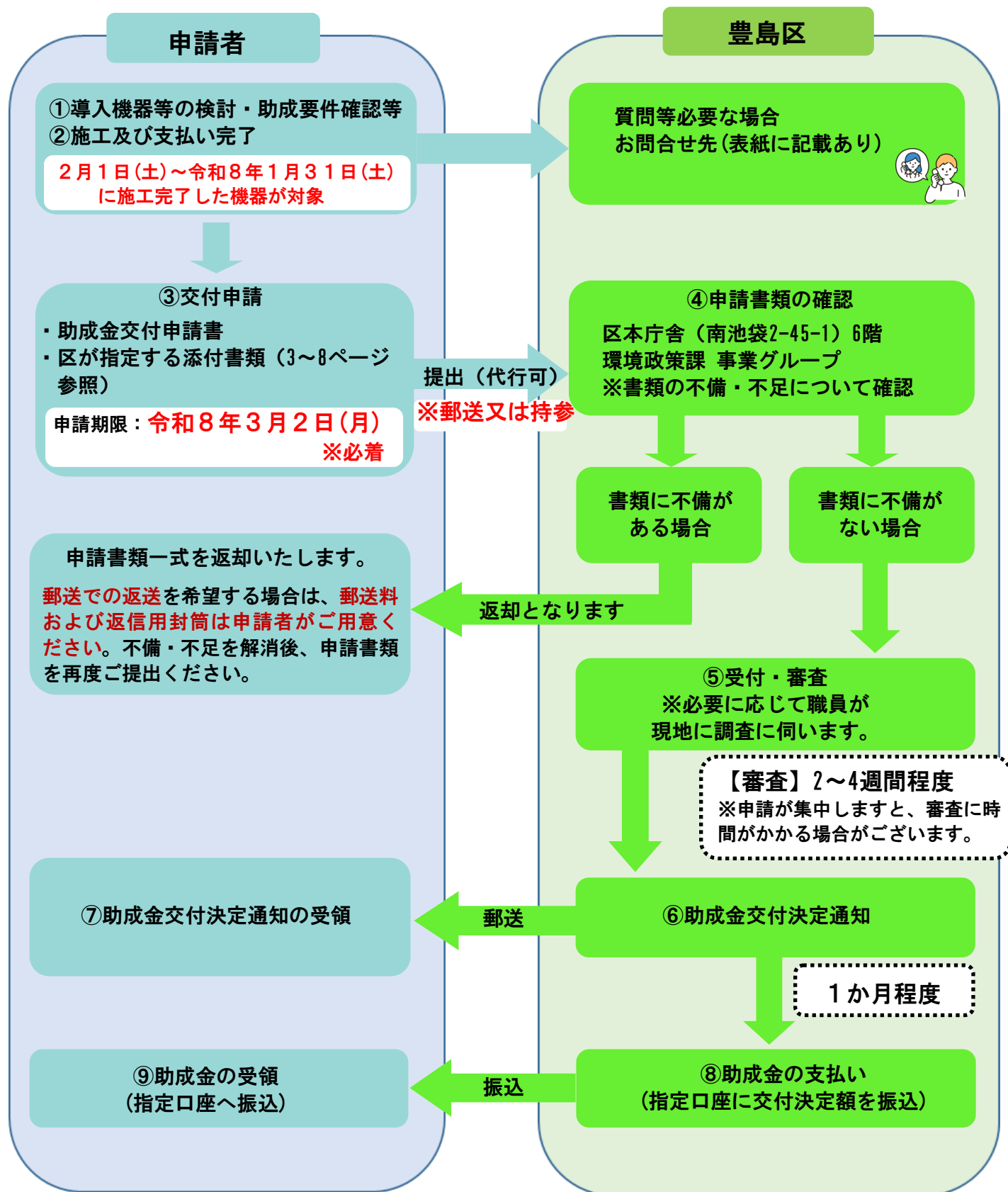


豊島区は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。

申請手続きのながれ



以下の図に基づき、助成対象機器の施工および支払いまで完了した後、**令和7年5月1日(木)から令和8年3月2日(月)まで**に必要書類一式を揃えたうえで申請してください。



事前相談(電話または窓口)を受けて施工及び支払いをした場合でも、審査の結果、助成金が不交付となる場合がございます。あらかじめご了承ください。

目次／1：助成対象者要件

目次	項目	掲載ページ
1:助成対象者要件		2
2:申請書類チェックリスト【共通】		3
3:助成対象機器の要件/申請書類チェックリスト【機器別】/備考		4～8
①住宅用太陽光発電システム ※個人住宅/集合住宅(共用部分)		4
②住宅用自然循環式太陽熱温水器・住宅用強制循環式ソーラーシステム ※個人住宅		4
③蓄電システム ※個人住宅		5
④雨水貯水槽 ※個人住宅		5
⑤家庭用コージェネレーションシステム(エネファーム) ※個人住宅		6
⑥住宅用エネルギー管理システム(HEMS) ※個人住宅		6
「機器設置費用」について		6
⑦断熱改修窓 ※個人住宅		7
⑧LED照明器具 ※集合住宅(共用部分)		8
4:断熱改修窓 =助成要件の注意点等=		9
=平面図及び申請用写真(施工前・施工後のポイント)=		10
5:LED照明器具(集合住宅共用部分)=設置工事図面・現況写真の例及び注意事項=		11

助成対象者要件

～以下の要件を全て満たす方が対

象で

個人住宅	集合住宅(共用部分)
区内に住所を有する者で、自らの居住の用に供する住宅(賃貸借等の住宅の場合にあっては、当該住宅の所有者から当該機器を設置することについて同意を得ている場合に限る。)に機器を購入設置し、使用する者であること。	区内に住所を有する者で、区内に賃貸集合住宅を所有する個人もしくは区内の分譲集合住宅の管理組合等で、機器を購入設置した者であること。 ※集合住宅共用部分で使用するために、助成対象機器を設置すること。
共通	
◆設置した機器は未使用品であること(中古品やリース等は対象外) ◆施工及び支払いが完了しており、助成対象機器及び助成要件に該当していること (機器の設置を、令和7年2月1日(土)～令和8年1月31日(土)の間に行っている) ◆申請者は契約者本人であり、申請書・領収書あて名・口座名義人は同一であること 契約者 = 申請者(機器使用者) = 領収書あて名 = 口座名義人 ◆同一年度内に同じ助成対象機器(※)で助成を受けていないこと ※個人住宅については、同一世帯内において助成対象機器ごとに1回限り ※集合住宅(共用部分)については、助成対象機器ごとに1回限り ◆太陽光発電システムの設置については、電力会社と電力受給契約を結んだ者であること	

※申請者が偽りその他不正な手段により助成金の交付決定を受けたときは、助成金の交付決定の一部又は全部を取り消すものとします。

※本助成制度は、国及び東京都が併用を禁止していなければ、それらの補助金と併用が可能です。

2：申請書類チェックリスト【共通】



申請書は、全機器共通の申請書類の他に各助成対象機器ごとに必要な申請書類があります。
以下の書類を揃え、環境政策課事業グループに持参または郵送で提出してください。

A 全機器共通
(P3)



B 機器別必要書類
(P4～8)



全機器共通

※鉛筆・修正液・消せるボールペン等は使用不可
※印鑑が必要な書類の場合、**全て同一の印鑑を使用**し、スタンプ印は使用しないでください。
※申請時に添付する写真は**カラーで鮮明なもの**をお願いします。不鮮明なものは受付できません。
※交付申請書及び口座振替依頼書に押印する印鑑は、**同じもの**を使用してください。
スタンプ印は使用不可。(管理組合等の場合は代表者印を使用してください)
※【**原本**】の記載がないものは写しで可

A:全機器共通		確認	HPで ダウン ロード 可	個人 住宅	集合住宅 共用部分	
○ …必須 △ …条件等により必要 — …不要					個人	管理 組合 等
1	豊島区エコ住宅普及促進費用助成金交付申請書【原本】	□	★	○	○	○
2	施工完了証明書 ※区指定様式に施工業者が記載【原本】 (例外:雨水貯水槽において、施工業者ではなく申請者本人が施工したときは雨水貯水槽設置完了届を提出)	□	★	○	○	○
3	機器が助成対象要件を満たしていることが確認できるパンフレット等 ※住宅用太陽光発電システムは出力についてわかること ※蓄電システムは蓄電容量についてわかること ※家庭用燃料電池コージェネレーションシステム(エネファーム)は定格出力・貯湯容量・総合効率についてわかること ※断熱改修窓はガラスの種類や、窓枠を設置したときは窓枠の仕様などがわかること	□		○	○	○
4	機器設置に係る領収書の写しと内訳(見積書等)が分かるもの ※あて名について ・個人住宅の場合は、あて名が申請者名であること ・個人が所有する賃貸集合住宅の場合は、あて名が申請者名であること ・分譲集合住宅の場合は、あて名が管理組合等の名称であること ※断熱改修窓は助成対象の窓ガラス等の品名・仕様と設置箇所が平面図と照合できるように記してください。 ※LED照明器具(集合住宅共用部分)は図面と照合できるように、どの型番がどこに設置されているのかわかるよう記してください。	□		○	○	○
5	区指定の口座振替依頼書【原本】	□	★	○	○	○
6	申請者と住宅所有者が異なる場合は、当該住宅に機器を設置することについての住宅所有者の同意書【原本】	□	★	△	△	—
7	申請者以外にも住宅所有者がいる場合は、当該住宅に機器を設置することについての住宅所有者全員に同意書【原本】	□	★	△	△	—

※その他区長が必要と認める書類

(提出書類で内容等が確認できない場合は、追加で書類等を提出していただく場合がございます)

3：助成対象機器の要件/申請書類チェックリスト【機器別】

各 機 器

①住宅用太陽光発電システム

個人住宅

集合住宅
共用部分



助成対象要件

- ①一般財団法人電気安全環境研究所(JET)又は国際電気標準会議(IEC)のIECEE-PV-FCS制度に加盟する海外認証機関による太陽電池モジュール認証を受けたもの
- ②太陽電池モジュールの最大出力合計又はインバータ出力のいずれかが1kW以上10kW未満であるもの
- ③機器が住宅の上屋等に設置されるものであること

助成金額

出力1kWあたり

2万円(上限8万円)

※出力はkW単位で小数点以下第2位切捨て
※助成金額の算定基準となる出力は、太陽電池モジュールの最大出力合計とインバータ出力とのいずれか低い方とする。

B:機器別必要書類	確認
①設置箇所の図面(モジュールの配置、型番が確認できること)	☐
②全てのモジュールが確認できる写真(モジュールの枚数が数えられるもの)	☐
③電力会社と電力受給契約をしたこと及び、出力の値がわかるものの写し※「接続契約のご案内」など	☐
④一般財団法人電気安全環境研究所(JET)又は国際電気標準会議(IEC)のIECEE-PV-FCS制度に加盟する海外認証機関による太陽電池モジュール認証を受けたものであることが確認できる書類(外国語の場合、和訳を求める場合があります)	☐
⑤個人が所有する賃貸集合住宅の場合については以下のもの 発行後3か月以内の当該建物に係る登記簿謄本(全部事項証明書又は現在事項証明書)【 原本 】	☐
⑥分譲集合住宅の管理組合等の場合については以下のもの ・管理組合の規約の写し ・機器の導入に係る管理組合等の総会の決議書又はそれに代わるもの	☐

②住宅用自然循環式太陽熱温水器・ 住宅用強制循環式ソーラーシステム

個人住宅



助成対象要件

- ①一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品(BL部品)認定を受けたもの
- ②機器が住宅の上屋等に設置されるものであること

助成金額

自然循環式太陽熱温水器

2万円(一律)

強制循環式ソーラーシステム

5万円(一律)

B:機器別必要書類	確認
①設置箇所の図面(設置機器、設置場所が確認できること)	☐
②機器の設置状況を示す写真	☐
③一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品(BL部品)認定を受けたものであることが確認できる書類	☐

3：助成対象機器の要件/申請書類チェックリスト【機器別】

③蓄電システム

個人住宅



助成対象要件

- ①一般社団法人環境共創イニシアチブに補助対象機器として登録されているもの
- ②太陽光発電システム又は家庭用燃料電池コージェネレーションシステム(エネファーム)と常時接続していること

助成金額

蓄電容量1kWhあたり

1万円(上限5万円)

※蓄電容量はkWh単位で小数点以下第2位切捨て

B:機器別必要書類	確認
①機器の設置状況を示す写真	☐
②銘板の写真(型番、製造番号が確認できるもの)	☐
③一般社団法人環境共創イニシアチブに補助対象機器として登録されていることが確認できる書類	☐
④太陽光発電システム又はエネファームとの接続図面(単線結線図等)	☐
⑤接続する太陽光発電システム又はエネファームの設置が確認できる写真等(同時申請の場合は不要)	☐

④雨水貯水槽

個人住宅



助成対象要件

- ①貯水タンク1個当たりの容量が50ℓ以上1,000ℓ以下のもの
- ②機器設置費用が3万円以上のもの

助成金額

機器設置費用3万～5万円未満

1万円

機器設置費用5万円以上

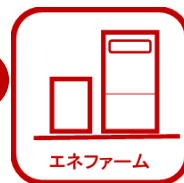
2万円

※「機器設置費用」については6ページ参照

B:機器別必要書類	確認
機器の設置状況を示す写真	☐

3：助成対象機器の要件/申請書類チェックリスト【機器別】

⑤ 家庭用燃料電池コージェネレーションシステム(エネファーム) 個人住宅



助成対象要件

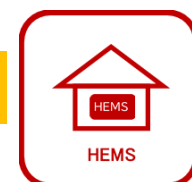
- ① 1台当たりの発電能力が定格出力0.4kWから1.5kWまでの間であること
- ② 貯湯容量が20ℓ以上の貯湯ユニットを有するものであること
- ③ 総合効率が低位発熱量基準で80%以上であること

助成金額

8万円(一律)

B: 機器別必要書類	確認
① 機器の設置状況を示す写真	☐
② 銘板の写真(型番、製造番号が確認できるもの)	☐

⑥ 住宅用エネルギー管理システム(HEMS) 個人住宅



助成対象要件

- ① 一般社団法人エコネットコンソーシアムの「ECHONET Lite」を標準的なインターフェースとして搭載していること
- ② 本体機器の他、省エネ設備、家電等のエネルギー使用量を自動計測する機器(HEMS対応分電盤又は計測ユニット)を取り付け一元管理し、消費電力量などの「見える化」「制御」等を行うことができること

助成金額

機器本体価格の3分の1
上限 2万円

※「機器本体価格」とは、本体機器と計測機器(HEMS対応分電盤又は計測ユニット)の合計額とし、消費税は含まないものとする。

B: 機器別必要書類	確認
機器の設置状況を示す写真(機器本体及び計測機器)	☐

「機器設置費用」について



◆「機器設置費用」とは、「機器費」と「設置費用」の合計額とし、消費税は含まないものとする

- ・「機器費」→機器本体及び関連部材の購入費
 - ・「設置費用」→工事に係る人件費、運搬費、旧機器や廃材の処分費等
- 設置費用が機器費を超えた場合、設置費用は機器費と同額までとし、その合計を助成対象となる「機器設置費用」とする

◆助成対象経費と認められないもの

「工事費一式」「諸経費」など内容が明確でないもの、設置機器に直接必要ない付属品及びそれに係る工事費等
※断熱改修窓の場合、改修と一緒に網戸やシャッター等を交換したとしても、その機器費や設置費は助成対象経費とはなりません。

3：助成対象機器の要件/申請書類チェックリスト【機器別】

⑦断熱改修窓

個人住宅



助成対象要件

【必須】 ※9ページの「4：断熱改修窓＝助成要件の注意点等＝」もご確認ください。

1居室単位での施工であり、既存の単板ガラス窓を、複層ガラス又は二重窓に改修工事をするものであること

- (1) 内窓設置(既存窓の内側に新たに窓を設置)
- (2) 外窓交換(既存窓を取り除き、新たに窓と窓枠を設置)
- (3) ガラス交換(既存窓に入ったガラスを交換)

【留意事項】

※新築・増築に伴う新設は対象外です。

※断熱窓の性能区分は問いません。

※浴室、トイレ、キッチン、洗面所、納戸等は1居室の要件を満たす居室には該当いたしません。

※天窗、ガラスブロックの改修は設置要件から除かれますが、その窓に断熱改修を行う場合は、助成対象として構いません。

※換気小窓(障子を閉めた状態で換気を行うことができる、障子に組み込まれた小窓をいう。)、300mm×200mm以下のガラスを用いた窓、換気を目的としたジャロジー窓を含む居室については、その窓の改修は設置要件から除かれますが、その窓に断熱改修を行う場合は、助成対象として構いません。

※ガラスが組込まれたドアは、ドアとして扱うため窓の改修要件とはなりません。ただし、ドア全体に対しガラスの面積が改修後にドア面積の50%以上ある場合は、助成対象とすることができます。内窓の取付でガラスが組込まれたドアを設置する場合は、「既に設置されているガラスが組込まれたドア」と「新たに設置したガラスが組込まれたドア」それぞれが、ドア全体に対しガラスの面積が改修後にドア面積の50%以上ある必要があります。

【1居室と同時に行う場合に対象】

◆最低1居室の改修を実施すれば、2居室目以降は1箇所単位で追加工事を行う場合も助成対象とすることができます。例えば、リビングの全窓＋寝室の1窓といった組み合わせも可能です。

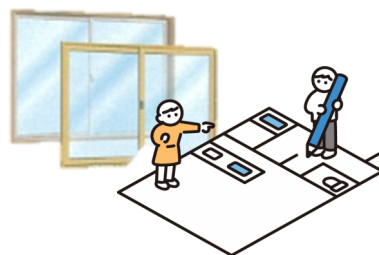
◆廊下、玄関その他の非居室(トイレ、浴室など)の改修を行う場合も1枚以上の改修で構いません。

助成金額

機器設置費用の4分の1

上限 10 万円

※「機器設置費用」については6ページ参照



B：機器別必要書類

確認

①設置箇所の図面	図面の作成、施工前後の写真撮影にあたり、10ページの「4：断熱改修窓＝平面図及び申請用写真(施工前・施工後のポイント＝)」をご確認ください	☐
②施工前の写真		☐
③機器の設置状況を示す写真		☐
④マンションの窓(内窓を除く)を改修した場合、申請者が改修を行ったことが認められていることを確認できる管理規約等の書類		☐

3：助成対象機器の要件/申請書類チェックリスト【機器別】

⑧LED照明器具

集合住宅
共用部分



助成対象要件

◆LED照明器具は以下の要件を満たすもの。

- (1)機器の取り付け方が、つり下げ形、じか付け形、埋込み形又は壁付け形のものであること(ダクトレール式、卓上スタンド、その他のコンセント設備を使用するものは除く)
直管形LED照明器具は、日本照明工業会規格(JEL規格)においてJEL801、JEL802、JEL803規格に対応しているもの(下記「グリーン購入の調達者の手引き」参照)
- (2)既設照明器具からLED照明器具への交換工事を伴うこと。ただし、以下は対象外とする
 - ・LED照明器具からLED照明器具への交換
 - ・既設照明器具にそのままLEDランプを装着すること
 - ・既設照明器具の一部を改造する工事(バイパス工事等) など

助成金額

機器設置費用の5分の1

上限 20万円

※「機器設置費用」については
6ページ参照

※注意※

- ①助成対象になるLED照明器具の数は、交換する既存の蛍光灯照明等の数と同数までとする。
- ②助成対象になる非常灯及び誘導灯のLED照明器具は、常時点灯型とする。
(常時点灯機能があれば可)

直管形LEDランプは、従来の蛍光ランプと口金形状、長さなど、構造的に互換性をもたせたさまざまな種類のものが国内外の多くの事業者より販売されていますが、既設の蛍光灯照明器具との組み合わせで、安全面、寿命面、光学面等の問題が発生していたことから、日本照明工業会では、最低限確保すべき性能規定を含んだ直管形LEDランプシステムの規格として、JEL801「L形ピン口金GX16t-5付直管形LEDランプシステム」、JEL802「くぼみ形コンタクト口金R4付直管形LEDランプシステム」及びJEL803「GZ16口金付制御装置内蔵型直管LEDランプ」の規格を制定し、性能面及び安全面の対応を図っています。このJEL801、JEL802及びJEL803規格に対応した照明器具は、従来の蛍光ランプと物理的又は電氣的互換性がなく安全性が確保できることからグリーン購入法の対象としていますが、G13などの従来の口金のランプを取り付けられる器具であって、その口金を通じ給電する照明器具は当面の間対象外としています。

(グリーン購入の調達者の手引き(環境省令和7年2月)より抜粋)

B：機器別必要書類		確認
①設置箇所の図面 (設置機器、設置場所、箇所数が確認できるもの)	図面の作成、施工前後の写真撮影にあたり、11ページの「5：LED照明器具＝設置工事図面・現況写真の例及び注意事項＝」をよくご確認ください ※写真を撮り忘れた箇所は助成対象外です	☐
②施工前の写真 (設置箇所が全て確認でき、図面と照合ができるもの。 同形状フロアは省略可)		☐
③機器の設置状況を示す写真(図面と照合できること)		☐
④個人が所有する賃貸集合住宅の場合については以下のもの 発行後3か月以内の当該建物に係る登記簿謄本(全部事項証明書又は現在事項証明書)【 原本 】		☐
⑤分譲集合住宅の管理組合等の場合については以下のもの ・管理組合の規約の写し ・機器の導入に係る管理組合等の総会の決議書又はそれに代わるもの		☐

4：断熱改修窓＝助成要件の注意点等＝

助成要件：**1居室の断熱改修は必須**です！（建物のすべての窓ではありません）

「1居室」とは、部屋等が間仕切りやドア等で区切られている空間（室）です。その居室にあるすべての窓の改修が助成要件となります。

【！注意！】空気が通り抜けてしまう簡易的な仕切り（カーテン、ロールスクリーン等）は居室を区切る仕切りとして認められません。

■ **例1**：洋室1は窓が2箇所なので、2箇所の施工で助成対象となります。（窓1・窓2）

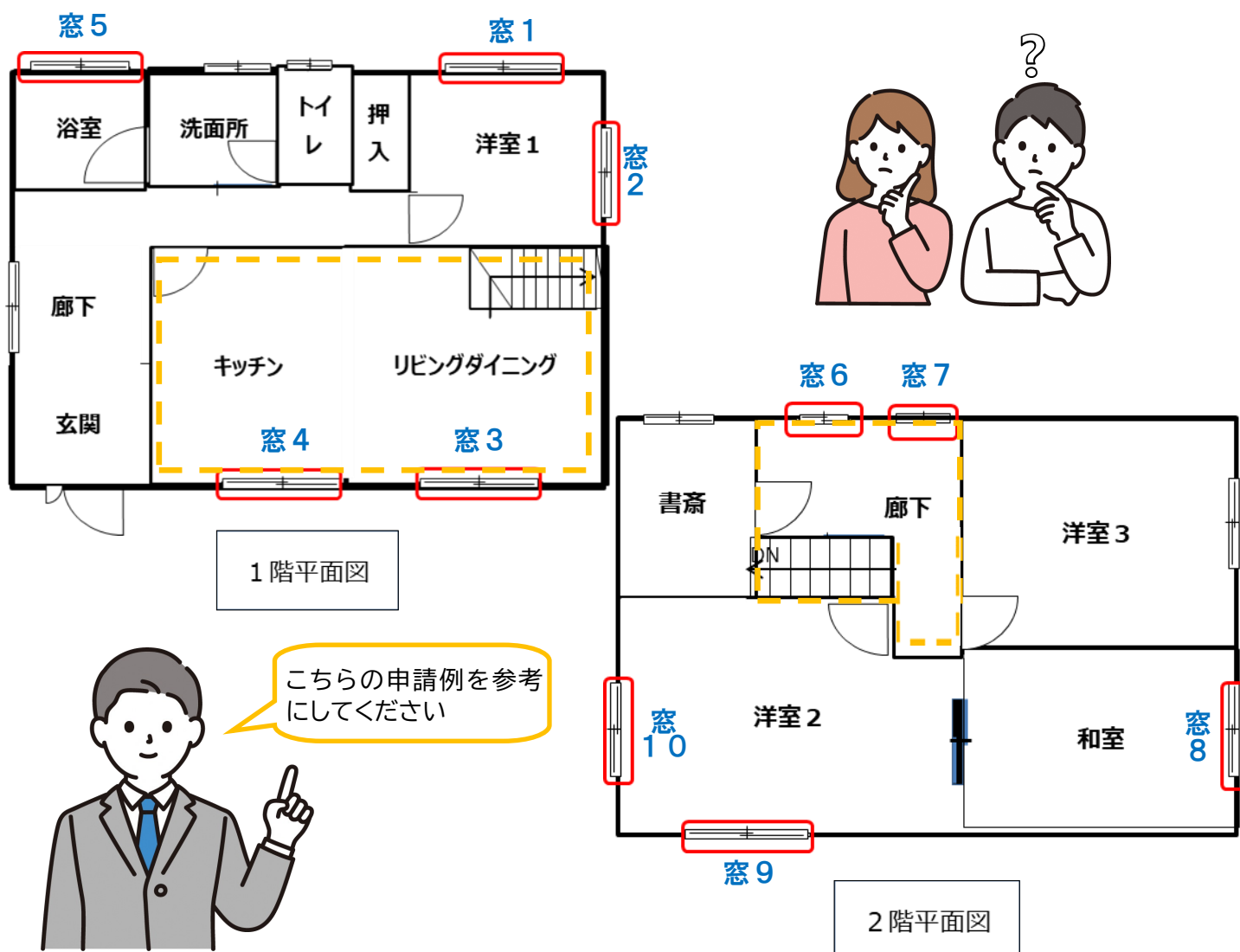
■ **例2**：下図のように、リビングダイニングと階段および2階通路を仕切る固定されたドア等がなく、空間がつながっている間取りでは、その全体（下図の黄線で囲んだ範囲）が「1居室」となります。助成金を受けるためには、リビングダイニングにおける窓3・窓4および2階の窓6・窓7を含めた改修が必要です。

■ **例3**：洋室2と和室のように二間続きの場合、ドアやふすまなどの仕切りがあり、それぞれが独立した居室となるのであれば、窓9・10と窓8は居室ごとに助成対象となります。

■ **特別**：・非居室である浴室の窓5は、「1居室」と同時に施工すると助成対象になります。

・最低「1居室」の窓を全て改修すれば、2居室目以降は1箇所単位の工事で助成対象となります。

例えば、洋室1の全窓+リビングダイニングの窓3のみ改修といった組み合わせも可能です。



4：断熱改修窓 = 平面図及び申請用写真(施工前・施工後のポイント) =

■ 住宅全体の図面について



左図のように、断熱窓を設置する居室を含む階全体の平面図を提出してください。

平面図は**手書き**でも結構です。

改修しないフロアがある場合でも、全フロアご提出ください。改修する窓だけでなく、**改修しない窓もご記入ください**。部屋の区切りのみの平面図は再提出をお願いする場合がございます。左図のように、断熱窓を設置する位置に、番号を振ってください。

1居室の全てを改修する部屋に「1居室」と記載してください。

■ 設置前後の状況が分かる申請用写真(施工前・施工後)について

【！注意！】交付申請時には「**施工前**写真」および「**施工後**写真」が必要です。

交付申請の手続きを円滑に進めるため、以下のポイントに十分ご留意のうえ、撮影してください。

図面で判断できない箇所がある場合、**該当箇所以外の写真**を求めることがあります。

写真に不備等がある場合、助成金の交付が認められないことがあります。

【撮影箇所等】

- 必ず**施工前**と**施工後**の写真を撮影してください。各写真は、可能な限り全て同アングルで！
- 全ての窓を1箇所毎に窓枠を含めた窓全体(四角の角)を撮影し、形状がわかるようにしてください。
- 撮影した窓の位置**が分かるように、平面図と同じ番号を振ってください。

【NGな写真】

- ×**施工前**と**施工後**どちらの場合も、カーテン・ブラインド・障子・棚・机・観葉植物等で隠れている部分がある
- ×ピントが合っておらず不鮮明(ぼやけている)・画素数が低く、画像が粗い
- ×撮影距離が遠すぎる(または近すぎる)

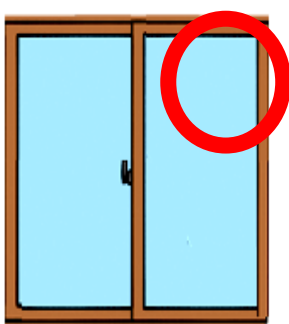
【その他】

※ガラス交換等で施工前と施工後の変化が分かりにくい場合は、下記のような対応をしてください。

(1)工事作業中の写真を撮影する。

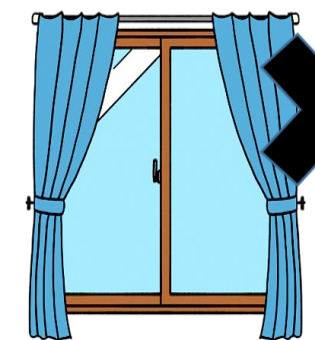
(2)新しいガラスであることを証明するシール(商品コードシール)を残したまま窓を撮影する。

【好ましい例】



(窓全体が写っている)

【好ましくない例】

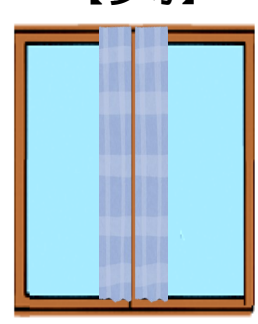


(カーテン等で隠れている)



(カーテン等は外しているが家具等で窓全体が見えない)

【参考】

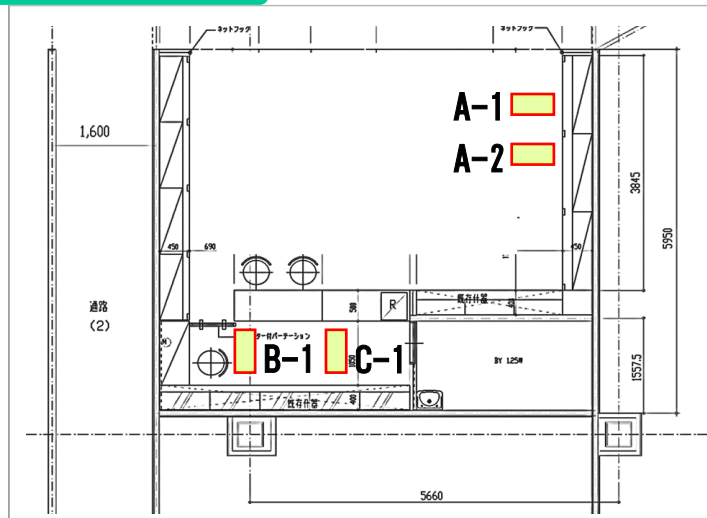


(**上図**のように中央にまとめて頂くと、角が映りやすいかもしれません)

5：LED照明器具＝設置工事図面・現況写真の例及び注意事項＝

※複数の階にわたる場合で、フロア形状及び設置場所が同様のときに限り、図面・現況写真は1フロア分のみでも可

●図面の作成例



新規設置機器との対応例

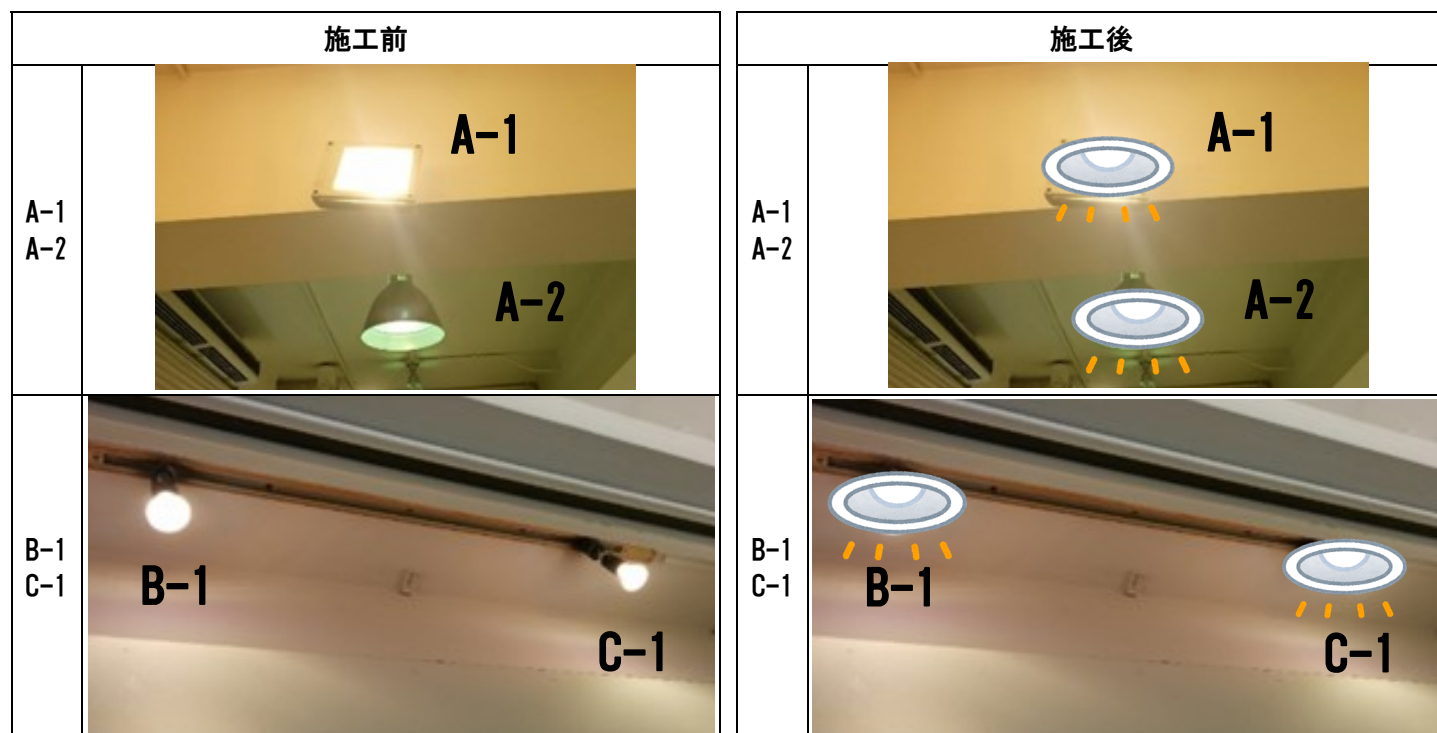
記号	型式等	設置数
A	XL12345 (メーカー名)	2
B	DL5678 (メーカー名)	1
C	SL-87654 (メーカー名)	1

図面は手書きなど簡易なものでも結構です。これは作成例です。

●図面にて、下記の点が確認できるようにしてください

- ・審査の際、内訳書(見積書)・図面・申請用写真をもとに設置数や金額等の整合性を確認するため、**どの型番のものがどこに設置予定なのか分かるように**してください。
- ・実際の機器の位置と写真が異なる場合等、**不整合となる箇所は対象外**となる場合がございます。

●申請用写真（施工前・施工後）の注意事項



●申請用写真にて、下記の点が確認できるようにしてください

- ・型番ごとに枝番号を振り、**写真が図面と対応できるように**してください。複数機器を1枚にまとめて撮影することは可能ですが、不鮮明でぼやけている場合は撮り直してください。**(特に施工前写真はよくご確認ください)**
 - ・写真は機器の状況が確認できるよう、**鮮明に写っているもの**をご提出ください。
 - ・交換前後が明瞭にわかるように、施工前と施工後では可能な限り**同じアングルでの写真**をご提出ください。
- ※対象箇所全ての施工前・施工後の写真(同形状フロアは省略可)が必要です。**撮り忘れは対象外です。**